沖縄県緊急事態宣言終了に伴う村新型コロナ感染防止対策について (リバウンド防止と社会経済活動の両立期間 11/1~11/30)

令和3年10月29日渡名喜村新型コロナウイルス感染症対策本部

県内の感染状況は、減少傾向にあり、県では感染拡大のリバウンド防止と社会経済活動を両立を行うため11月からの感染防止対策方針を立てました。

村においては、陽性者の数は減少傾向にありますが、新規陽性者数は県指標の感染流行期であることなど、未だ注意が必要なため、感染対策の一部を緩和し引き続き感染対策を実施することになりました。ワクチン接種が 2 回終わった方でも、感染リスクはあります。マスク・手洗いなど、感染防止対策の徹底について引き続きご協力をお願いします。

【村新型コロナウイルス感染予防対策】 期間 令和3年11月1日~11月30日(火)まで

- ①マスクの着用、手洗い・手指消毒、3密の回避
- ②不要不急な渡航自粛の要請(渡航する場合は、居酒屋、遊技場、大型商業施設など感染リスクの高い場所への行動は控えてください。)
- ※本島から帰島された場合は、2週間の体調管理及び人との接触を控えてください。
- ③ 県内外からの不要不急な渡航自粛要請
- ※業務等で来島する場合は、体調管理を徹底し、コロナワクチン接種の完了又は事前 にPCR検査を受検し陰性の確認をお願いします。
- ※来島後は感染しているリスクを考え、感染を広げない行動をお願いします。
- ④発熱や風邪症状のある方の渡航自粛を強く要請
- ⑤村内イベントや集会は感染防止対策を徹底して実施をお願いします。
- ⑥食堂・居酒屋の営業自粛要請を解除し、感染防止対策を実施しながら営業。
- ※利用者は、食堂・居酒屋の求める感染防止対策に積極的に協力すること
- ⑦会食は4人以下、3密を避け、2時間以内で、できるだけいつも一緒にいる方と行い、
- 一次会で帰りましょう。